

3 文庁第 4 4 2 号
令和 3 年 5 月 3 1 日

関係団体各位

文化庁次長

矢 野 和 彦

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の一部の施行について（通知）

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 4 8 号）に関しては、『「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の公布及び一部の施行について（通知）』（令和 2 年 9 月 30 日付け 2 文庁第 1112 号文化庁次長通知）及び『「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」等の一部の施行について（通知）』（令和 2 年 12 月 25 日付 2 文庁第 1540 号文化庁次長通知）において、令和 2 年 10 月 1 日、令和 3 年 1 月 1 日より施行される規定の趣旨及び概要等について通知していたところ、「プログラム登録に関する同一性証明制度の創設」が令和 3 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

また、これに関連して、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 159 号）が令和 3 年 5 月 28 日に、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 27 号）が同月 31 日にそれぞれ公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとなっています。

これらの規定等の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

記

1. 法律の改正概要

(1) プログラム登録に関する同一性証明制度の創設（新プログラム登録特例法第4条）

プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができることとしたこと（新プログラム登録特例法第4条第1項関係）。また、当該請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならないこととしたこと（同条第2項関係）。

(2) その他の規定の整備（新プログラム登録特例法第5条等関係）

プログラムの登録に関する同一性証明制度の創設に伴い、指定登録機関が同一性証明に係る事務を行う場合の所要の規定の整備を行うこととしたこと。

2. 政令の改正概要

(1) 同一性証明の請求手続（新プログラム登録特例法施行令第2条）

同一性証明に係る手続として、請求者は、文化庁長官に、請求に係るプログラムの著作物が記録された記録媒体に添えて、請求書（①請求者の氏名及び住所等、②代理人により請求するときは代理人の氏名及び住所等、③登録プログラム著作物の登録番号を記載）及び添付資料（①プログラム登録に関し利害関係を有することを疎明する資料、②代理人の権限を証明する書類）を提出することとしたこと（新プログラム登録特例法施行令第2条第1項、第2項）。

また、請求者が提出するプログラムの著作物の記録媒体は、磁気ディスクであって、記録されたプログラムの著作物の改変を防止し、又は抑止するため措置として文部科学省令で定めるものが講じられるものとしたこと（同条第3項）。

(2) 文化庁長官による証明手続（新プログラム登録特例法施行令第3条）

文化庁長官は、同一性証明を行う場合には、請求者に証明書を交付するとともに、請求時に提出されたプログラムの著作物の記録媒体又は記録媒体を封入した包装若しくは容器（以下「記録媒体等」という。）に文部科学省令で定める方法による表示を付して返送することとしたこと（新プログラム登録特例法施行令第3条第1項）。

また、同一性が認められない場合には、請求者にその旨を通知することとしたこと（同条第2項）。

(3) 同一性証明に係る手数料の額（新プログラム登録特例法施行令第4条）
同一性証明の手数料の額は、次の通りとしたこと。

①登録されたプログラムの著作物の記録媒体が磁気ディスクの場合（第一号）
請求1件につき、31,100円

②登録されたプログラムの著作物の記録媒体がマイクロフィルムの場合（第二号）

請求1件につき、31,100円と、マイクロフィルム一つ当たりの単価額にマイクロフィルムの数を乗じて得た額に30,000円を加えた額とを合算した額（単価額については上限を1万円として文部科学省令に委任）

(4) その他

指定登録機関が登録事務を行う場合の著作権法施行令等の適用に係る規定（新プログラム登録特例法施行令第6条）について必要な整備を行うことのほか、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

3. 省令の改正概要

(1) 同一性証明に係る様式等（新プログラム登録特例法施行規則第3条）

同一性証明の請求書は所定の様式（別記様式第1）により作成することとしたこと（新プログラム登録特例法施行規則第3条第1項）。また、請求書及び請求書の添付書面は日本語で書かれるものとし、請求者が利害関係を有することを疎明する資料や代理人の権限を証明する書面が外国語で書かれたものであるときは、その翻訳文を添付することとしたこと（同条第2項、第3項）。

(2) 同一性証明の請求時に提出する磁気ディスクの改変を防止等するための措置（新プログラム登録特例法施行規則第4条）

上記2.（1）の記録されたプログラムの著作物の改変を防止し、又は抑止するため措置として文部科学省令で定めるものは、電磁的記録が記録された磁気ディスクの領域に他の電磁的記録を記録すること及び当該記録された電磁的記録の消去を防止する措置としたこと。

(3) 同一性証明の請求者に返送する記録媒体等に表示を付す方法（新プログラム

登録特例法施行規則第5条)

上記2. (2)の表示の方法は、①登録プログラム著作物の登録番号、②同一性証明の請求者の氏名又は名称、③同一性証明の請求年月日、④同一性証明を行った年月日を記載した書面を記録媒体等に貼り付ける方法としたこと。

(4) 登録されたプログラムの複製物がマイクロフィルムに記録されている場合の同一性証明に係る手数料(新プログラム登録特例法施行規則第6条、第7条)

上記2. (3)②のマイクロフィルム一つ当たりの単価額は、マイクロフィッシュについて定めることとし、次の表のとおり、その枚数に応じて定めることとしたこと。

マイクロフィッシュの枚数	単価額
50枚までの部分	4,000円
50枚を超え250枚までの部分	1,000円
250枚を超える部分	500円

また、同一性証明に係る手数料は、登録手数料と同様に、登録事務規程で定めるところにより納付しなければならないこととしたこと。(新プログラム登録特例法施行規則第7条)

(5) プログラムの著作物が複製されたマイクロフィルムの種類(新プログラム登録特例法施行規則第1条)

プログラム登録特例法施行令第1条プログラム登録の申請の際に提出するマイクロフィルムの種類について、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュ又は文化庁長官が定める基準に該当するマイクロフィルムが定められていたところ、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュのみとすることとしたこと。

(6) 指定登録機関に備える帳簿の記載事項(新プログラム登録特例法施行規則第17条)

プログラム登録特例法第18条第1項において、指定登録機関は帳簿を備え、文部科学省令で定める事項を記載しなければならないとされているところ、プログラム登録に係る事務に係る事項のほか、同一性証明に係る事項を帳簿の記載事項に加えることとしたこと。

(7) その他

同一性証明の請求書の様式を定めることのほか、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【添付資料】

- 別添 1 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要資料
- 別添 2 プログラム著作物登録制度に関する「同一性証明」制度に係る政令改正・省令改正について（概要資料）
- 別添 3 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）条文
- 別添 4 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第48号）新旧対照表
- 別添 5 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第158号）条文
- 別添 6 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第159号）条文
- 別添 7 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第159号）新旧対照表
- 別添 8 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第27号）新旧対照表

【参考ウェブサイト】

文化庁ホームページ>政策について>著作権>最近の法改正等について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>

担当	文化庁著作権課著作権登録係
電話	03-5253-4111 (内線2849)